

# 面会交流と養育費の実態

——未成年の子どもがいる離婚経験者への

インターネット調査から——

青 木 聡

キーワード：離婚、面会交流、養育費、実態調査

Keyword : divorce, visitation, child support, fact-finding survey

## I はじめに

法務大臣が閣議後記者会見（令和元年9月27日）において、家族法制の在り方に関する研究会が発足すること、法務省から研究会に担当者を参加させることを発表した（法務省、2019）。この研究会で想定される検討課題、主な論点は、「父母が離婚をした後の子の養育の在り方、いわゆる『親権』概念の整理、離婚後共同親権制度の導入の是非、離婚要件の見直しの当否、そして面会交流の促進を図る方策等」（同上）であるという。日本が協議離婚と離婚後単独親権の制度を維持し続けていることによって、「児童の権利に関する条約」（外務省、2019 a）に明記されている子どもの最善の利益が損なわれていることは、国際的に悪評として知れ渡るところであり、国連の「児童の権利委員会」からも国内法の改正を勧告されている（外務省、2019 b）。2019年の勧告では、共同親権、面会交流、養育費、子どもの不法な連れ去りに関して具体的な指摘<sup>1)</sup>を受けており、国内法の改正は喫緊の課題といえる。

ただし、日本では、面会交流と養育費に関する調査報告がほとんど存在しないため、実態はよく見えない<sup>2)</sup>。数少ない報告のうち、最近5年以内に絞

ると、「第4回（2016）子育て世帯全国調査」（労働政策研究・研修機構、2017）では、「面会交流あり」が31.8%であり、「養育費あり」が16.2%であった。そして、「面会交流あり」の場合、養育費の受取率は25.1%で、「面会交流なし」の場合（12.0%）より13.1ポイント高いことが報告されている。2年後の「第5回（2018）子育て世帯全国調査」（労働政策研究・研修機構、2019）では、離別父親の44.2%は子どもとの交流が「全くない」状態であり、そのうち離婚5年以上の離別父親の半数以上（51.6%）が子どもとの交流なしの状態であることが明らかにされている。一方、養育費の受取率は「（面会交流は）月1回以上」が36.0%、「（面会交流は）全くない」が10.4%となっており、交流頻度が低下するごとに養育費の受取率も下がることが分かっている。また、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」（厚生労働省、2017）では、面会交流の実施率は母子世帯が29.8%、父子世帯が45.5%であり、実施頻度は、母子世帯では「月1回以上2回未満」が最も多く23.1%、父子世帯では「月2回以上」が最も多く21.1%であった。一方、養育費の受取率は母子世帯が24.3%、父子世帯が3.2%であり、養育費の平均月額額は38,128円、母子世帯では43,707円、父子世帯では32,550円と報告されている。

本稿では、面会交流と養育費の最新の実態を報告し、各調査の既出の数値と比較検討する。

## II 方法

### 1. 調査方法と調査協力者

インターネットリサーチ会社㈱マクロミルに委託し、①男性18歳以上、女性16歳以上、②離婚経験者（離婚後5年以内）、③未成年の子ども（末子）がいる、の3要件でスクリーニングを行い、要件に該当して回答があった1030名（均等割付：男性515名および女性515名）を分析の対象とした（スクリーニング対象者は全国47都道府県の79,562名）。調査協力者1030名の基本属性（回答時年齢、離婚種別、離婚時の子どもの数、回答時

離婚後月数、結婚時年齢、離婚時年齢、居住地域、最終学歴、職業、個人年収)を Table 1 に示した。なお、離婚後に子どもと同居している親は 573 名(55.63%:男性 114 名、女性 459 名)、別居している親は 394 名(38.25%:男性 370 名、女性 24 名)、同居している子と別居している子の両方がある親は 63 名(6.12%:男性 31 名、女性 32 名)であった。

Table1 調査協力者の基本属性

		女性 (n=515)		男性 (n=515)																
回答時年齢	M	36.27	43.67			離婚時の子の数	n	1人	2人	3人	4人	5人	6人							
	SD	8.63	7.78			(M=1.72)	%	46.02	39.71	11.55	2.23	0.39	0.1							
離婚種別	n	800	194	6	14	4	12	回答時離婚後月数					結婚時年齢							
	%	77.67	18.83	0.58	1.36	0.39	1.17	Mdn=28.00					女性 M	25.69						
								Q1=11.00 - 52.00					女性 SD	5.06						
														男性 M	29.31					
														男性 SD	6.02					
居住地域	n	北海道		東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	離婚時年齢									
	%	6.50	6.60	28.16	20.78	16.99	6.21	3.30	11.46	女性 M					33.20					
														女性 SD	8.18					
														男性 M	40.58					
														男性 SD	7.48					
最終学歴	女性 n	27	217	101	73	3	82	10	2	職業										
	女性 %	5.24	42.14	19.61	14.17	0.58	15.92	1.94	0.39	公務員	経営者・役員	会社員 (事務系)	会社員 (技術系)	会社員 (その他)	自営業	自由業	専業主婦・主夫	パート・アルバイト	その他	無職
	男性 n	30	165	80	17	11	188	23	1	4	2	13	26	7	3	62	202	13	26	
	男性 %	5.83	32.04	15.53	3.30	2.14	36.50	4.47	0.19	0.78	0.39	17.48	3.88	16.70	1.36	0.58	12.04	39.22	2.52	5.05
										24	20	65	145	165	37	9	2	14	11	23
										4.66	3.88	12.62	28.16	32.04	7.18	1.75	0.39	2.72	2.14	4.47
個人年収	女性 n	265	159	34	6	4	4	1	—	200 万未満	200 - 400 万未満	400 - 600 万未満	600 - 800 万未満	800 - 1000 万未満	1000 - 1200 万未満	1200 - 1500 万未満	1500 - 2000 万未満	2000 万以上	不明	
	女性 %	51.46	30.87	6.60	1.17	0.78	0.78	0.19	—	265	159	34	6	4	4	1	—	—	42	
	男性 n	41	132	174	81	35	14	2	4	41	132	174	81	35	14	2	4	3	29	
	男性 %	7.96	25.63	33.79	15.73	6.80	2.72	0.39	0.78	7.96	25.63	33.79	15.73	6.80	2.72	0.39	0.78	0.58	5.63	

## 2. 調査時期と調査内容

調査時期は、2019年2月22日-24日の3日間であった。調査内容は、回答者の基本属性等を尋ねるフェイスシート項目(31項目)、日本版GHQ (General Health Questionnaire: 精神健康調査票、12項目4件法: Goldberg, 1978; 日本語版: 中川・大坊, 2013)、共同養育への否定的意識尺度(6項目4件法: Odagiri et al., 2017)、PBI (Parental Bonding Instrument: 両親の養育態度尺度、母親25項目、父親25項目、4件法: Parker et al., 1979; 日本語版: Kitamura & Suzuki, 1993)、ACE - IQ (Adverse Childhood Experiences International Questionnaire: 子ども時代の逆境的体験尺度 WHO 版一部抜粋、11項目5件法等: WHO, 2018)、夫婦間コミュニケーション態度尺度(自分からの態度22項目、相手からの態度22項目、4件法: 平山・柏木, 2001)、

MCS-DR (Multidimensional Co-parenting Scale for Dissolved Relationships : 関係破綻後の多面元的共同養育尺度、22 項目 6 件法:Ferraro et al、2018;日本語版:青木、投稿中)、IES-R (Impact of Event Scale-Revised : 改訂出来事インパクト尺度日本語版、22 項目 5 件法:Weiss、2004;日本語版:Askai et al、2002) であった。調査では別の研究のために複数の尺度を実施しているが、本稿はフェイスシート項目の中の面会交流と養育費に関連する分析結果の一部報告である。

### 3. 倫理的配慮と利益相反について

本研究は、大正大学研究倫理委員会の審査を受け、承認を得ている(承認番号:第 18 - 033 号)。インターネット調査の実施にあたっては、研究の趣旨に同意した者だけが回答ページに進めるように設定し、途中で回答を止めることは自由であった。なお、本研究に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

## III 結果

本研究の統計解析には、SPSS26.0 および HAD16.101(清水,2016)を用いた。

### 1. 面会交流の実態

#### (1) 面会交流の有無

調査協力者 1030 名のうち「面会交流あり」と回答した人は 560 名(54.37%)、「面会交流なし」と回答した人は 323 名(31.36%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は 147 名(14.27%)であった(Table 2)。

Table2 面会交流の有無 (全体)

	度数	%
面会交流あり	560	54.37
面会交流なし	323	31.36
当初あり、現在なし	147	14.27
合計	1030	100

## (2) 「父子世帯／母子世帯」と「面会交流の有無」

「父子世帯」と「母子世帯」に分けて「面会交流の有無」を集計した (Table 3)。「父子世帯」114 名のうち「面会交流あり」と回答した人は 80 名 (70.18%)、「面会交流なし」と回答した人は 27 名 (23.68%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は 7 名 (6.14%) であり、「母子世帯」459 名のうち「面会交流あり」と回答した人は 180 名 (39.22%)、「面会交流なし」と回答した人は 194 名 (42.27%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は 85 名 (18.52%) であった。

$\chi^2$  検定を行ったところ、「父子世帯／母子世帯」と「面会交流の有無」との間には、小～中程度の効果量で 0.1% 水準の有意な連関が認められた ( $\chi^2 = 36.180, df = 2, p = .000, V = .251, 95\%CI [.175, .335]$ )。残差分析の結果、「父子世帯」の「面会交流あり」および「母子世帯」の「面会交流なし」「当初あり、現在なし」が有意に多く、「父子世帯」の「面会交流なし」「当初あり、現在なし」および「母子世帯」の「面会交流あり」が有意に少なかった。

Table3 面会交流の有無 (父子世帯／母子世帯)

	面会交流の有無			合計
	面会交流あり	面会交流なし	当初あり、現在なし	
父子世帯	80 (70.18%) 5.943 ***	27 (23.68%) -3.648 ***	7 ( 6.14%) -3.222 ***	114 (100%)
母子世帯	180 (39.22%) -5.943 ***	194 (42.27%) 3.648 ***	85 (18.52%) 3.222 ***	459 (100%)
合計	260 (45.38%)	221 (38.57%)	92 (16.06%)	573 (100%)

注1：下段は調整済み残差 注2：\*\*\*  $p < .001$

## (3) 「離婚後未婚／離婚後再婚」と「面会交流の有無」

「離婚後未婚の人」と「離婚後再婚した人」に分けて「面会交流の有無」を集計した (Table4)。「離婚後未婚の人」885 名のうち「面会交流あり」と回答した人は 467 名 (52.77%)、「面会交流なし」と回答した人は 279 名 (31.53%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は 139 名 (15.71%) であり、「離婚後再婚した人」145 名のうち「面会交流あり」と回答した人は 93 名 (64.14%)、「面会交流なし」と回答した人は 44 名 (30.34%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は 8 名 (5.52%) であった。

$\chi^2$  検定を行ったところ、「離婚後未婚／離婚後再婚」と「面会交流の有無」との間には、小さな効果量ではあるが 1% 水準の有意な連関が認められた ( $\chi^2 = 12.080, df = 2, p = .002, V = .108, 95\%CI [.059, .171]$ )。残差分析の結果、「離婚後再婚した人」の「面会交流あり」および「離婚後未婚の人」の「当初あり、現在なし」が有意に多く、「離婚後未婚の人」の「面会交流あり」および「離婚後再婚した人」の「当初あり、現在なし」が有意に少なかった。

Table4 面会交流の有無（離婚後未婚／離婚後再婚）

	面会交流の有無			合計
	面会交流あり	面会交流なし	当初あり、現在なし	
離婚後未婚	467 (52.77%) - 2.548 *	279 (31.53%) 0.284	139 (15.71%) 3.251 **	885 (100%)
離婚後再婚	93 (64.14%) 2.548 *	44 (30.34%) -0.284	8 (5.52%) -3.251 **	145 (100%)
合計	560 (54.37%)	323 (31.36%)	147 (14.27%)	1030 (100%)

注1：下段は調整済み残差 注2：\* $p < .05$ , \*\* $p < .01$

#### (4) 「実家暮らし／親子暮らし」と「面会交流の有無」

「離婚後実家暮らしの人」と「離婚後親子暮らしの人」に分けて「面会交流の有無」を集計した (Table 5)。「離婚後実家暮らしの人」397 名のうち「面会交流あり」と回答した人は 206 名 (51.89%)、「面会交流なし」と回答した人は 144 名 (36.27%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は 47 名 (11.84%) であり、「離婚後親子暮らしの人」633 名のうち「面会交流あり」と回答した人は 354 名 (55.92%)、「面会交流なし」と回答した人は 179 名 (28.28%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は 100 名 (15.80%) であった。

$\chi^2$  検定を行ったところ、「実家暮らし／親子暮らし」と「面会交流の有無」との間には、小さな効果量ではあるが 5% 水準の有意な連関が認められた ( $\chi^2 = 8.382, df = 2, p = .015, V = .110, 95\%CI [.067, .174]$ )。残差分析の結果、「離婚後実家暮らしの人」の「面会交流なし」が有意に多く、「離婚後親子暮らしの人」の「面会交流なし」が有意に少なかった。

Table5 面会交流の有無（実家暮らし／親子暮らし）

	面会交流の有無			合計
	面会交流あり	面会交流なし	当初あり、現在なし	
実家暮らし	206 (51.89%)	144 (36.27%)	47 (11.84%)	397 (100%)
	-1.265	2.691 *	-1.768	
親子暮らし	354 (55.92%)	179 (28.28%)	100 (15.80%)	633 (100%)
	1.265	-2.691 *	1.768	
合計	560 (54.37%)	323 (31.36%)	147 (14.27%)	1030 (100%)

注1：下段は調整済み残差 注2：\* $p < .05$

### (5) 面会交流の頻度

「面会交流あり」と回答した560名の面会交流の頻度は、「週1回以上」が117名（20.89%）、「月2回程度」が86名（15.36%）、「月1回程度」が142名（25.36%）、「2、3か月に1回程度」が86名（15.36%）、「4～6か月に1回程度」が53名（9.46%）、「年1回程度」が28名（5.00%）、「数年に1回程度」が11名（1.96%）、「その他」が37名（6.61%）であった（Figure 1）。

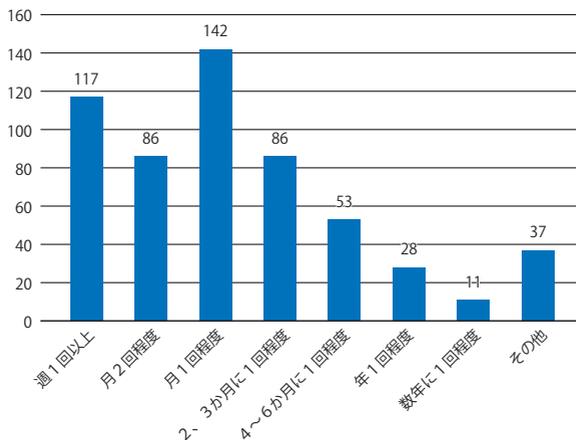


Figure1 面会交流の頻度

「父子世帯」と回答した80名の面会交流の頻度は、「週1回以上」が38名（47.50%）、「月2回以上」が11名（13.75%）、「月1回程度」が11名

(13.75%)、「2, 3か月に1回程度」が5名(6.25%)、「4～6か月に1回程度」が2名(2.50%)、「年1回程度」が2名(2.50%)、「数年に1回程度」が1名(1.25%)、「その他」が10名(12.50%)であった (Figure 2)。

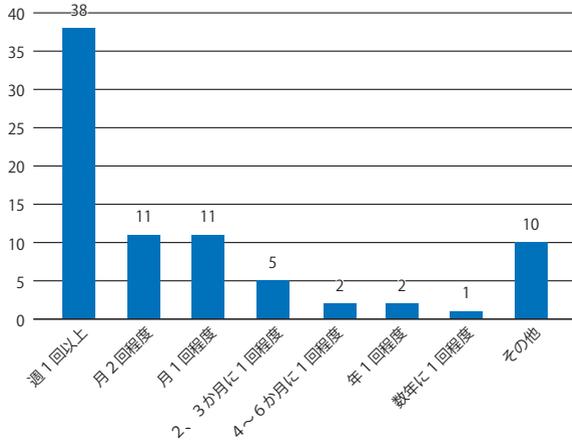


Figure2 面会交流の頻度 (父子世帯)

「母子世帯」と回答した180名の面会交流の頻度は、「週1回以上」が43名(23.89%)、「月2回程度」が28名(15.56%)、「月1回程度」が44名(24.44%)、「2, 3か月に1回程度」が22名(12.22%)、「4～6か月に1回程度」が13名(7.22%)、「年1回程度」が10名(5.56%)、「数年に1回程度」が4名(2.22%)、「その他」が16名(8.89%)であった (Figure 3)。

(6) 面会交流における宿泊の有無

「面会交流あり」と回答した560名の面会交流における「宿泊の有無」は、「宿泊あり」と回答した人が272名(48.57%)、「宿泊なし」と回答した人が288名(51.43%)であった。ちなみに、「離婚後再婚した人」の「面会交流あり」と回答した93名の面会交流における「宿泊の有無」は、「宿泊あり」と回答した人が42名(45.16%)、「宿泊なし」と回答した人が51名(54.48%)であった。

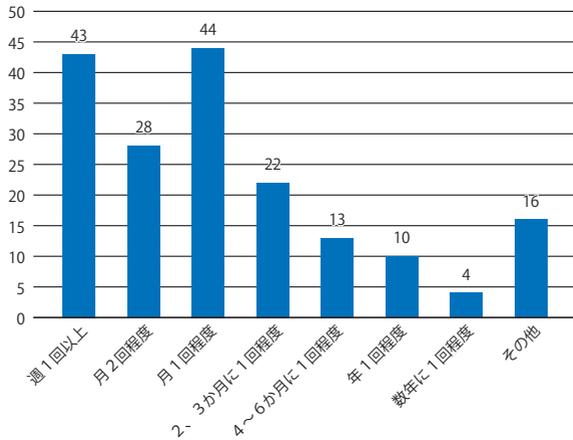


Figure3 面会交流の頻度（母子世帯）

## 2. 養育費の実態

### (1) 養育費の有無

調査協力者1030名のうち「養育費あり」と回答した人は551名(53.50%)、「養育費なし」と回答した人は381名(36.99%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は98名(9.51%)であった(Table 6)。

table6 養育費の有無(全体)

	度数	%
養育費あり	551	53.50
養育費なし	381	36.99
当初あり、現在なし	98	9.51
合計	1030	100

### (2) 「父子世帯／母子世帯」と「養育費の有無」

「父子世帯」と「母子世帯」に分けて「養育費の有無」を集計した(Table 7)。「父子世帯」114名のうち「養育費あり」と回答した人は29名(25.44%)、「養育費なし」と回答した人は83名(72.81%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は2名(1.75%)であり、「母子世帯」459名のうち「養育費あり」と回答した人は221名(48.15%)、「養育費なし」と回答した人は179名

(39.00%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は 59 名 (12.85%) であった。

Fisher の正確確率検定を行ったところ、「父子世帯／母子世帯」と「養育費の有無」との間には、小～中程度の効果量で 0.1%水準の有意な連関が認められた ( $\chi^2 = 45.889, p = .000, V = .278, 95\%CI [.201, .362]$ )。残差分析の結果、「父子世帯」の「養育費なし」および「母子世帯」の「養育費あり」「当初あり、現在なし」が有意に多く、「父子世帯」の「養育費あり」「当初あり、現在なし」および「母子世帯」の「養育費なし」が有意に少なかった。

Table7 養育費の有無 (父子世帯／母子世帯)

	養育費の有無			合計
	養育費あり	養育費なし	当初あり、現在なし	
父子世帯	29 (25.44%) -4.376 ***	83 (72.81%) 6.485 ***	2 (1.75%) -3.439 ***	114 (100%)
母子世帯	221 (48.15%) 4.376 ***	179 (39.00%) -6.485 ***	59 (12.85%) 3.439 ***	459 (100%)
合計	250 (43.63%)	262 (45.72%)	61 (10.65%)	573 (100%)

注1：下段は調整済み残差 注2：\*\*\*  $p < .001$

### (3) 「離婚後未婚／離婚後再婚」と「養育費の有無」

「離婚後未婚の人」と「離婚後再婚した人」に分けて「養育費の有無」を集計した (Table 8)。「離婚後未婚の人」885 名のうち「養育費あり」と回答した人は 467 名 (52.77%)、「養育費なし」と回答した人は 328 名 (37.06%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は 90 名 (10.17%) であり、「離婚後再婚した人」145 名のうち「養育費あり」と回答した人は 84 名 (57.93%)、「養育費なし」と回答した人は 53 名 (36.55%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は 8 名 (5.52%) であった。

$\chi^2$  検定を行ったところ、「離婚後未婚／離婚後再婚」と「養育費の有無」との間に有意な連関は認められなかった ( $\chi^2 = 3.464, df = 2, p = .177$ )。

### (4) 「実家暮らし／親子暮らし」と「養育費の有無」

「離婚後実家暮らしの人」と「離婚後親子暮らしの人」に分けて「養育費の有無」を集計した (Table 9)。「離婚後実家暮らしの人」397 名のうち「養育費あり」と回答した人は 227 名 (57.18%)、「養育費なし」と回答した人

Table8 養育費の有無（離婚後未婚／離婚後再婚）

	養育費の有無			合計
	養育費あり	養育費なし	当初あり、現在なし	
離婚後未婚	467 (52.77%)	328 (37.06%)	90 (10.17%)	885 (100%)
	-1.155	0.118	1.770	
離婚後再婚	84 (57.93%)	53 (36.55%)	8 (5.52%)	145 (100%)
	1.155	-0.118	-1.770	
合計	551 (53.50%)	381 (36.99%)	98 (9.51%)	1030 (100%)

注1：下段は調整済み残差

は138名(34.76%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は32名(8.06%)であり、「離婚後親子暮らしの人」633名のうち「養育費あり」と回答した人は324名(51.18%)、「養育費なし」と回答した人は243名(38.39%)、「当初あり、現在なし」と回答した人は66名(10.43%)であった。

$\chi^2$ 検定を行ったところ、「実家暮らし／親子暮らし」と「養育費の有無」との間に有意な連関は認められなかった( $\chi^2 = 3.942, df = 2, p = .139$ )。

Table9 養育費の有無（実家暮らし／親子暮らし）

	養育費の有無			合計
	養育費あり	養育費なし	当初あり、現在なし	
実家暮らし	227 (57.18%)	138 (34.76%)	32 (8.06%)	397 (100%)
	1.877	-1.174	-1.260	
親子暮らし	324 (51.18%)	243 (38.39%)	66 (10.43%)	633 (100%)
	-1.877	1.174	1.260	
合計	551 (53.50%)	381 (36.99%)	98 (9.51%)	1030 (100%)

注1：下段は調整済み残差

### (5)「面会交流の頻度」と「養育費の有無」

「面会交流あり」と回答した560名で、「面会交流の頻度」別に「養育費の有無」を集計した(Table 10)。「週1回以上」と回答した117名のうち「養育費あり」は48名(41.03%)、「養育費なし」は63名(53.85%)、「当初あり、現在なし」は6名(5.13%)であり、「月2回程度」と回答した86名のうち「養育費あり」は64名(74.42%)、「養育費なし」は17名(19.77%)、「当初あり、現在なし」は5名(5.81%)であり、「月1回程度」と回答した142名のうち「養育費あり」は104名(73.24%)、「養育費なし」は34名(23.94%)、「当初あり、現在なし」は4名(2.82%)であり、「2,3か月に1回以下」

と回答した 215 名のうち「養育費あり」は 132 名 (61.40%)、「養育費なし」は 74 名 (34.42%)、「当初あり、現在なし」は 9 名 (4.19%) であった。

Fisher の正確確率検定を行ったところ、「面会交流の頻度」と「養育費の有無」との間には、小さな効果量ではあるが 0.1% 水準の有意な連関が認められた ( $\chi^2 = 37.566, p = .000, V = .184, 95\%CI [.132, .243]$ )。残差分析の結果、「週 1 回以上」の「養育費なし」、「月 2 回程度」の「養育費あり」、「月 1 回程度」の「養育費あり」が有意に多く、「週 1 回以上」の「養育費あり」、「月 2 回程度」の「養育費なし」、「月 1 回程度」の「養育費なし」が有意に少なかった。なお、面会交流の頻度が「週 1 回以上」で「養育費なし」と回答した 63 名のうち、43 名 (68.25%) が自由記述欄に「週 3, 4 日ずつ子どもが行き来しているため、養育費の授受はなく、子どもが自分のもとに来ているときの世話にかかる実費を支出」(筆者要約) と記述していた。

Table10 面会交流の頻度と養育費の有無

面会交流の頻度	養育費の有無			合計
	養育費あり	養育費なし	当初あり、現在なし	
週 1 回以上	48 (41.03%) -5.295 ***	63 (53.85%) 5.221 ***	6 (5.13%) 0.506	117 (100%)
月 2 回程度	64 (74.42%) 2.551 *	17 (19.77%) -2.946 **	5 (5.81%) 0.761	86 (100%)
月 1 回程度	104 (73.24%) 3.156 **	34 (23.94%) -2.812 **	4 (2.82%) -1.000	142 (100%)
2, 3 か月に 1 回以下	132 (61.40%) -0.288	74 (34.42%) 0.335	9 (4.19%) -0.092	215 (100%)
合計	348 (62.14%)	188 (33.57%)	24 (4.29%)	560 (100%)

注 1: 下段は調整済み残差 注 2: \*  $p < .05$ , \*\*  $p < .01$ , \*\*\*  $p < .001$

### (6) 養育費の金額

「養育費あり」と回答した 551 名の子どもの数別の養育費の金額 (中央値) は、子ども 1 人 (261 名) が 30,000 円、子ども 2 人 (213 名) が 50,000 円、子ども 3 人 (62 名) が 50,000 円、子ども 4 人 (13 名) が 40,000 円、子ども 5 人 (1 名) が 80,000 円、子ども 6 人 (1 名) が 205,000 円であった。また、養育費の平均月額額は 40,626 円、父子世帯では 32,747 円、母子世帯では 48,504 円であった。

### 3. 離婚種別と面会交流および養育費

#### (1) 離婚種別と面会交流の有無

「離婚種別」別に「面会交流の有無」を集計した (Table 11)。「協議離婚」800名のうち、「面会交流あり」は452名 (56.50%)、「面会交流なし」は240名 (30.00%)、「当初あり、現在なし」は108名 (13.50%)であり、「調停離婚」194名のうち、「面会交流あり」は92名 (47.42%)、「面会交流なし」は72名 (37.11%)、「当初あり、現在なし」は30名 (15.46%)であり、「審判離婚他」36名のうち、「面会交流あり」は16名 (44.44%)、「面会交流なし」は11名 (30.56%)、「当初あり、現在なし」は9名 (25.00%)であった。

$\chi^2$  検定を行ったところ、「離婚種別」と「面会交流の有無」との間には、小さな効果量ではあるが5%水準の有意な連関が認められた ( $\chi^2 = 8.999$ ,  $df = 4$ ,  $p = .041$ ,  $V = .166$ , 95% CI [.112, .210])。残差分析の結果、「協議離婚」は「面会交流あり」が有意に多く、「調停離婚」は「面会交流あり」が有意に少なかった。また、有意傾向ではあるが、「協議離婚」は「面会交流なし」が少なく、「調停離婚」は「面会交流なし」、「審判離婚他」は「当初あり、現在なし」が多かった。

Table11 離婚種別と面会交流の有無

離婚種別	面会交流の有無			合計
	面会交流あり	面会交流なし	当初あり、現在なし	
協議離婚	452 (56.50%)	240 (30.00%)	108 (13.50%)	800 (100%)
	2.561 *	-1.754 †	-1.321	
調停離婚	92 (47.42%)	72 (37.11%)	30 (15.46%)	194 (100%)
	-2.156 *	1.917 †	-527	
審判離婚他	16 (44.44%)	11 (30.56%)	9 (25.00%)	36 (100%)
	-1.217	-0.106	1.873 †	
合計	560 (54.37%)	323 (31.36%)	147 (14.27%)	1030 (100%)

注1：下段は調整済み残差 注2：\* $p < .05$ , † $p < .10$

#### (2) 離婚種別と養育費の有無

「離婚種別」別に「養育費の有無」を集計した (Table 12)。「協議離婚」800名のうち、「養育費あり」は398名 (49.75%)、「養育費なし」は331名 (41.38%)、「当初あり、現在なし」は71名 (8.88%)であり、「調停離婚」194名のうち、「養育費あり」は130名 (67.01%)、「養育費なし」は

39名(20.10%)、「当初あり、現在なし」は25名(12.89%)であり、「審判離婚他」36名のうち、「養育費あり」は23名(63.89%)、「養育費なし」は11名(30.56%)、「当初あり、現在なし」は2名(5.56%)であった。

Fisherの正確確率検定を行ったところ、「離婚種別」と「養育費の有無」との間には、小さな効果量ではあるが0.1%水準の有意な連関が認められた( $\chi^2 = 33.935, p = .000, V = .125, 95\%CI [.086, .169]$ )。残差分析の結果、「協議離婚」の「養育費なし」および「調停離婚」の「養育費あり」が有意に多く、「協議離婚」の「養育費あり」および「調停離婚」の「養育費なし」が有意に少なかった。また、有意傾向ではあるが、「調停離婚」の「当初あり、現在なし」が多かった。

Table12 離婚種別と養育費の有無

離婚種別	養育費の有無			合計
	養育費あり	養育費なし	当初あり、現在なし	
協議離婚	398 (49.75%) -4.494 ***	331 (41.38%) 5.436 ***	71 (8.88%) -1.305	800 (100%)
調停離婚	130 (67.01%) 4.189 ***	39 (20.10%) -5.408 ***	25 (12.89%) 1.777 †	194 (100%)
審判離婚他	23 (63.89%) 1.273	11 (30.56%) -0.814	2 (5.56%) -0.824	36 (100%)
合計	551 (53.50%)	381 (36.99%)	98 (9.51%)	1030 (100%)

注1：下段は調整済み残差 注2：\*\*\* $p < .001$ , † $p < .10$

#### 4. 養育費と面会交流の連関

「養育費の有無」別に「面会交流の有無」を集計した(Table 13)。「養育費あり」と回答した551名のうち「面会交流あり」は348名(63.16%)、「面会交流なし」は135名(24.50%)、「当初あり、現在なし」は68名(12.34%)であり、「養育費なし」と回答した381名のうち「面会交流あり」は188名(49.34%)、「面会交流なし」は153名(40.16%)、「当初あり、現在なし」は40名(10.50%)であり、「当初あり、現在なし」と回答した98名のうち「面会交流あり」は24名(24.29%)、「面会交流なし」は35名(35.71%)、「当初あり、現在なし」は39名(39.80%)であった。

$\chi^2$ 検定を行ったところ、「養育費の有無」と「面会交流の有無」との間

には、小さな効果量ではあるが0.1%水準の有意な連関が認められた ( $\chi^2 = 93.927, df = 4, p = .000, V = .214, 95\%CI [.172, .257]$ )。残差分析の結果、「養育費あり」と回答した人の「面会交流あり」、「養育費なし」と回答した人の「面会交流なし」、「(養育費は)当初あり、現在なし」と回答した人の「(面会交流は)当初あり、現在なし」が有意に多く、「養育費あり」と回答した人の「面会交流なし」、「養育費なし」と回答した人の「面会交流あり」および「(面会交流は)当初あり、現在なし」、「(養育費は)当初あり、現在なし」と回答した人の「面会交流あり」が有意に少なかった。また、有意傾向ではあるが、「養育費あり」と回答した人は「(面会交流は)当初あり、現在なし」が少なかった。

Table13 養育費の有無と面会交流の有無

養育費の有無	面会交流の有無			合計
	面会交流あり	面会交流なし	当初あり、現在なし	
養育費あり	348 (63.16%)	135 (24.50%)	68 (12.34%)	551 (100%)
	6.074 ***	-5.088 ***	-1.900 +	
養育費なし	188 (49.34%)	153 (40.16%)	40 (10.50%)	381 (100%)
	-2.481 *	4.663 ***	- 2.653 **	
当初あり、現在なし	24 (24.29%)	35 (35.71%)	39 (39.80%)	98 (100%)
	-6.243 ***	0.977	7.594 ***	
合計	560 (54.37%)	323 (31.36%)	147 (14.27%)	1030 (100%)

注1：下段は調整済み残差 注2：\* $p < .05$ , \*\* $p < .01$ , \*\*\* $p < .001$ , + $p < .10$

## IV 考察

本調査において、面会交流の実施率は父子世帯が70.18%、母子世帯が39.22%、養育費の受取率は父子世帯が25.44%、母子世帯が48.15%であった。この結果は既出の数値と比較すると大幅に増加している (Table 14)。最近、各種メディアで面会交流や養育費の話題が報道されることも多くなっており、世間の意識が高まってきたのかもしれない。

堀田 (2019) は母子家庭<sup>3)</sup>に調査した結果として、面会交流の実施率が39.5%であったことを報告しており、今回の結果とほぼ同割合であった。過剰な一般化は避けなければならないが、堀田の調査と本調査の結果に基づく

Table14 養育費の有無と面会交流の有無

	面会交流の実施率		養育費の受取率	
	父子世帯	母子世帯	父子世帯	母子世帯
第4回(2016)子育て世帯全国調査	31.80%		16.20%	
平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告	45.50%	29.80%	3.20%	24.30%
今回(2019)の調査結果	70.18%	39.22%	25.44%	48.15%

ならば、現在、母子世帯の約40%が面会交流を行っていることになる。

一方、父子世帯の約70%が面会交流を行っていたことは、予想を超える大幅な増加であった。「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」(厚生労働省、2017)と比較すると、24.68ポイントも増加している。離婚後に子どもを別居する母親と交流させている父親が急激に増えていることが分かる。

しかし、裏を返せば、依然として父子世帯で約30%、母子世帯で約60%が面会交流を行っていないことになる。これは国連の勧告を引き合いに出すまでもなく、国際基準に照らし合わせると相当に異常な状態であり、早急の改善が望まれる。たとえば、面会交流の実施率の理想的目標値を設定するのはどうだろうか<sup>4)</sup>。

養育費の受取率も、父子世帯と母子世帯ともに20ポイント以上の大幅な増加になっていた。ただし、それだけ増加しても父子世帯では約75%、母子世帯では約50%が養育費を受け取っていない実態がある。また、養育費の平均月額額は40,626円(父子世帯32,747円、母子世帯48,504円)であり、(子どもの年齢にもよるが)相変わらず低水準と言わざるを得ない。離婚による貧困化を止めるために、現在の養育費の算定表を一般家庭の支出傾向にあわせて改訂することに加え<sup>5)</sup>、ノルウェーの離婚制度(青木・野口、2016)にあるような、公的機関による養育費の立て替えや徴収の制度を日本にも導入すべきである。

今回、「養育費の有無」と「面会交流の有無」には有意な連関があることが明らかになった。すなわち、面会交流の実施と養育費の授受は関連していると考えられる。養育費の授受率は、「面会交流あり」(63.16%)のほうが「面会交流なし」(24.50%)の場合より、2.48倍も多くなっていた。「第4回(2016)子育て世帯全国調査」(労働政策研究・研修機構、2017)でも、養

育費の受取率は、「面会交流あり」(25.1%)のほうが「面会交流なし」(12.0%)の場合より、2.09 倍も多くなっており、養育費の授受に面会交流の実施が大きな意味を持つことは間違いないと考えられる。従来、面会交流の実施と養育費の授受は別々に語られることも多かったが、離婚時には面会交流と養育費を一体的に取り決めることが重要であろう。

今回の調査で明らかになった面会交流の頻度は衝撃的な結果であった。「週1回以上」(20.89%)、「月2回程度」(15.36%)、「月1回程度」(25.36%)を合計すると、調査協力者のうち実に約60%が月1回以上の面会交流を行っていたのである。しかも、面会交流で「宿泊あり」の回答が48.57%に上った。裁判所(2018)によると、平成30年の調停と審判における面会交流の取り決めは、「月1回以上(実質的に月1回を意味する)」が44%、「宿泊なし」が92%となっているが(裁判所、2018)、協議離婚の人が数多く回答した本調査の結果からは、かなり違った実態が見える。予想以上に頻回の面会交流が行われている印象である。

そのうえ、「面会交流の頻度」が「週1回以上」で「養育費なし」と回答した63名のうち、約7割の43名によって養育費の授受のない「交替監護」が実践されていることも明らかになった。「交替監護」は共同養育の一つの形であり、割合はごく少ないが(全体の約4%)、すでに日本で「交替監護」が行われていたことは驚きである。細かく分析したところ、この43名は「北海道」「東北地方」「中部地方」「四国地方」に居住している人に限られていた。都会ではない地方特有の面会交流のあり方が当事者によって模索されている可能性があるかもしれない。今後、面会交流の具体的な内容について、質的研究で細かく調査することが必要であろう。

また、一般的に、再婚すると面会交流と養育費は途絶えやすいと信じられている空気があるところ、今回の結果によると、「面会交流あり」については、「離婚後再婚した人」が64.14%、「離婚後未婚の人」が52.77%で、再婚した人のほうが11.37ポイントも多かった。同様に、「養育費あり」についても、「離婚後再婚した人」が57.93%、「離婚後未婚の人」が52.77%で、再婚した人のほうが5.16ポイント多かった。さらに、面会交流における「宿泊あり」については、「離婚後再婚した人」が45.16%であり、「離婚後未婚の人」の

48.57%と比較して、3.41 ポイント少ないだけであった。再婚すると面会交流と養育費が途絶えやすいというのは、“都市伝説”といえるのかもしれない。今回の結果からは、再婚後も面会交流と養育費に奮闘する父母の姿が浮かび上がってくる。

さらに、面会交流支援の現場では以前からよく指摘されているが、「離婚後実家暮らし」が面会交流の不履行に影響を与えていることが、今回の結果でも確認された。今回の結果では、「離婚後実家暮らし」は「離婚後親子暮らし」より「面会交流なし」が7.99 ポイント多かった。面会交流支援では、実家暮らしの場合、祖父母への介入が重要であることが分かる。

今回、離婚種別と面会交流および養育費の連関についても興味深い結果が得られた。面会交流については、協議離婚の「面会交流あり」が多く、調停離婚の「面会交流あり」が少ない。一方、養育費については、協議離婚は「養育費あり」が少なく、「養育費なし」が多い。調停離婚は「養育費あり」が多く、「養育費なし」が少ない。この結果を踏まえると、協議の段階で、面会交流について父母間でしっかり話し合ってもらうことや父母を心理教育することが、離婚後の面会交流を確実にするために重要であると考えられる。調停で父母が争うと、その後の面会交流の実施に支障が生じている。それに対して、養育費は協議ではなく、調停できちんと取り決めることが重要であるといえる。この点については、日本の司法制度（離婚紛争の扱い方）の改革が必要であろう。

本調査では、実際の離婚家庭の現状にかなり近い基本属性をもつ調査協力者の回答から、面会交流と養育費の実態の一端を単純集計で明らかにすることができた。協議離婚の人が数多く回答したことで、これまで公表されているいくつかの調査結果の既出の数値よりも、面会交流の実施率と養育費の授受率が高いことが明らかになっただけでなく、予想外の新しい知見をいくつか得ることができた。今回は形式的な単純集計にとどまっているので、具体的な内容面について質的に検討することが今後の研究課題として残っている。

## 付記

本研究の調査は、JSPS 科研費（18K02456）の助成を受けて実施した。日本離婚・再婚家族と子ども研究学会第2回大会で発表した際の座長 野口康彦先生（茨城大学）と貴重なご意見をいただいたフロアにいた先生方に感謝いたします。

## 註

- 1) 2019年の勧告（外務省、2019b）に以下の指摘がある。「児童の最善の利益である場合に、外国籍の親も含めて児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、非同居親との人的な関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使できることを確保すること」（パラ 27 b）、「家庭争議（例えば児童の扶養料に関するもの）における裁判所の命令の法執行を強化すること」（パラ 27 c）、「子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約、扶養義務の準拠法に関する議定書、及び親等の責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約の批准を検討すること」（パラ 27 d）、「委員会は、締約国が、子の不法な連れ去り及び留置を防止し、及びこれに対処し、国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させ、子の返還及び面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために、あらゆる必要な努力を行うよう勧告する。委員会はまた、締約国が、関連諸国、特に締約国が監護または面会権に関する協定を署名している国々との対話及び協議を強化するよう勧告する」（パラ 31）
- 2) 子どもの不法な連れ去り（離婚紛争時の不当な子連れ別居）に関しては、2019年時点で実態報告が皆無であり、問題が放置されているといっても過言ではない。
- 3) 堀田（2019）は、20歳未満の未婚の子どもを養育することと定義された「母子世帯」と区別して、子どもの年齢を制限せずに父親と別れた母と子どもを含む家庭を「母子家庭」として調査を行っている。
- 4) 日本における平成29年（2017年）の離婚件数は21万2,262組、離

婚率（人口千対）は 1.70 であった（厚生労働省、2017）。離婚件数のうち、未成年の子どもがいる離婚件数は 12 万 3,397 組で（全離婚件数の 58.1%）、父母の離婚を経験した未成年の子どもの数は 21 万 3,756 人となっている。種類別離婚件数は、協議離婚が 18 万 4,496 組であり（同 87.2%）、次いで調停離婚 2 万 0,902 組、和解離婚 3,379 組、判決離婚 2,204 組、審判離婚 772 組、認諾離婚 9 組であった。協議離婚にも高葛藤事例は多数含まれると思われるが、その実態を把握することが困難であるため、便宜上、調停以降の手続きで離婚に至る場合を「高葛藤離婚」と定義するならば、日本では 2 万 7,266 組（同 12.8%）が「高葛藤離婚」といえる。そして、裁判に進んだ 6,364 組（同 3.0%）については「超高葛藤離婚」と呼ぶことができる。面会交流の実施率を改善するための理想的目標値の一案として、「高葛藤離婚」あるいは「超高葛藤離婚」をカットオフ・ポイントにした場合、目標値は 87%あるいは 97%と設定することができる。

5) 本稿執筆直後に改定標準算定表（令和元年版）が公表された。

## 文献

- 青木 聡・野口康彦（2016）：ノルウェーの離婚制度．家族療法研究、33（2）、1-9.
- 青木 聡（投稿中）：日本語版 MCS-DR の因子構造、信頼性、妥当性の検討。
- Asukai, N., Kato, H., Kawamura, N., Kim, Y., Yamamoto, K., Kishimoto, J., Miyake, Y., Nishizono-Maher, A. (2002) : Reliability and validity of the Japanese-Language version of the Impact of Event Scale-Revised (IES-R-J) : Four studies on different traumatic events. *The Journal of Nervous and Mental Disease*, 190, 175-182.
- Ferraro, A. J., Lucier-Greer, M., & Oehme, K. (2018) : Psychometric Evaluation of the Multidimensional Co-Parenting Scale for Dissolved Relationships. *Journal of Child and Family Studies*. 27 (9) , 2780-2796.
- 外務省（2019 a）：児童の権利条約。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>（2019 年 11 月 18 日閲覧）

- 外務省 (2019 b) : 児童の権利委員会 日本の第 4 回・第 5 回政府報告  
に関する総括所見 (2019 年 3 月). <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000464155.pdf> (2019 年 11 月 18 日閲覧)
- Goldberg, D. (1978) : General Health Questionnaire. GL Assessment.
- 平山 順子・柏木 恵子 (2001) : 中年期夫婦のコミュニケーション態度 : 夫と妻は異なるのか?, 発達心理学研究, 12 (3), 216-227.
- 堀田香織 (2019) : 別れて暮らす父親と子どもとの面会交流実態調査—母子家庭の母親へのアンケート調査から—, 埼玉大学紀要 教育学部, 68(1), 145-163.
- 法務省 (2019) : 法務大臣閣議後記者会見の概要 令和元年 9 月 27 日. [http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08\\_01167.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_01167.html) (2019 年 11 月 18 日閲覧)
- Kitamura, T. & Suzuki, T. (1993) : A validation study of Parental Bonding Instrument in Japanese Population. *Japanese Journal of Psychiatry and Neurology*, 47, 29-36.
- 厚生労働省 (2017) : 平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告. <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html> (2019 年 11 月 18 日閲覧)
- 厚生労働省 (2019) : 平成 29 年 人口動態統計. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/houkoku17/dl/all.pdf> (2019 年 11 月 18 日閲覧)
- 中川 泰彬・大坊 郁夫 (2013) : 日本版 GHQ12. 日本文化科学社.
- Odagiri, N., Ui, M., Komura, K., & Matsui, Y. (2017) : Attitudes toward Post-Divorce Co-Parenting in Japan, *AAFT 4<sup>th</sup> Annual Conference*, Asian Academy of Family Therapy. 26.
- Parker, G., Tupling, H. & Brown, L. (1979) : A Parental Bonding Instrument. *British Journal of Medical Psychology*, 52, 1-10.
- 労働政策研究・研修機構 (2017) : 「第 4 回 (2016) 子育て世帯全国調査」結果速報. <https://www.jil.go.jp/press/documents/20170914.pdf> (2019 年 11 月 16 日閲覧)

- 労働政策研究・研修機構（2019）：「第5回（2018）子育て世帯全国調査」結果速報. <https://www.jil.go.jp/press/documents/20191017.pdf>（2019年11月18日閲覧）
- 裁判所（2018）：司法統計 家事事件編 第24表. <http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/710/010710.pdf>（2019年11月18日閲覧）
- 清水裕士（2016）：フリーの統計分析ソフト HAD—昨日の紹介と統計学習・教育、研究実践における利用方法の提案—。メディア・情報・コミュニケーション研究、1、59-73
- Weiss, D. S. (2004) : The Impact of Event Scale-Revised. In: Wilson, J. P., Keane T. M. eds., *Assessing psychological trauma and PTSD* (Second Edition) . The Guilford Press, New York, 168-189.
- World Health Organization (2018) : Adverse Childhood Experiences International Questionnaire. In Adverse Childhood Experiences International Questionnaire (ACE-IQ) . [website] : Geneva: WHO, Retrieved from [https://www.who.int/violence\\_injury\\_prevention/violence/activities/adverse\\_childhood\\_experiences/en/](https://www.who.int/violence_injury_prevention/violence/activities/adverse_childhood_experiences/en/)（2019年11月18日閲覧）